

越谷市防災ラジオの有償配付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民に対し緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とした防災ラジオの有償配付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報等 気象特別警報、避難情報その他の災害情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 市の防災行政無線と連動して株式会社エフエムこしがやから発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオ（AC電源アダプタ、取扱説明書等の附属品を含む。）をいう。
- (3) 有償配付 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第3号）第6条第1号の規定に基づき、防災ラジオを有償で譲渡することをいう。

(対象者等)

第3条 有償配付の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在住する者
 - (2) 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者
- 2 有償配付をする防災ラジオの台数は、1世帯又は1事業者（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき1台とする。
- 3 有償配付は、予算の範囲内で行うものとする。

(負担金)

第4条 有償配付を受ける対象者は、負担金として防災ラジオ1台につき2,500円負担するものとする。

- 2 既に納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(申し込み)

第5条 有償配付を希望する対象者（以下「申込者」という。）は、越谷市防災ラジオ購入申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(有償配付の決定及び引き渡し)

第6条 市長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、当該申込者に、負担金の納付と引き替えに防災ラジオを引き渡すものとする。

(有償配付の取り消し)

第7条 防災ラジオの有償配付が決定した者は、その取り消しを申し出ることはできないものとする。

(防災ラジオの返還)

第8条 市長は、防災ラジオの引き渡しを受けた者（以下「購入者」という。）が偽りその他の不正な方法により、防災ラジオの引き渡しを受けたときは、当該防災ラジオを返還させることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 購入者は、防災ラジオを目的外に使用し、又は他に転売することはできないものとする。

(維持管理等)

第10条 防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換に要する費用、故障等不具合が生じた場合の修繕費用その他防災ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 市長は、防災ラジオの誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(管理台帳)

第12条 市長は、防災ラジオの有償配付に関し、越谷市防災ラジオ管理台帳を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年10月 7日市長決裁）

この要領は、令和4年10月 7日から施行する。